## 地域脱炭素推進交付金

## (地域脱炭素移行・再工ネ推進交付金、特定地域脱炭素移行加速化交付金等)





【令和8年度要求額 70,118百万円(38,521百万円)】

意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体等に対して、地域脱炭素推進交付金により支援します。

## 1. 事業目的

「地域脱炭素ロードマップ」(令和3年6月9日第3回国・地方脱炭素実現会議決定)や地球温暖化対策計画(令和7年2月18日閣議決定) 等を踏まえ、脱炭素先行地域等での取組により展開してきた地域脱炭素のうねりを更に大きくし、全国展開のための基盤を確固たるものとする ため、地域課題や地域特性に応じた創意工夫ある地域脱炭素の取組を高度化・展開していくこと(「地域脱炭素2.0」)等を目的とする。

## 2. 事業内容

- (1)地域脱炭素移行・再工ネ推進交付金、特定地域脱炭素移行加速化交付金【GX】 <地域脱炭素1.0>
  - ①脱炭素先行地域づくり事業への支援
  - ②重点対策加速化事業への支援
  - ③民間裨益型自営線マイクログリッド等事業への支援

#### <地域脱炭素2.0>

④高度化・展開促進事業【新規】

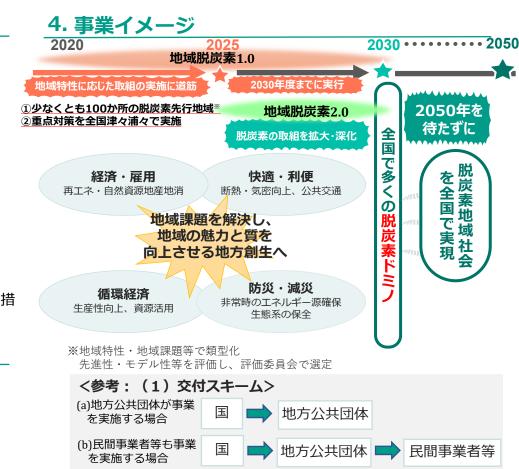
脱炭素ドミノの進展に向けて、新たな技術や先進的な技術を地域に導入する取組や、 地域の脱炭素化を担う中核的な主体と連携した取組を支援する。

#### (2) 地域脱炭素施策評価・検証・監理等事業

地域脱炭素推進交付金についてデータ等に基づき評価・検証し、事業の改善に必要な措置を講ずるとともに、適正かつ効率的な執行監理を実施する。

## 3. 事業スキーム

- ■事業形態 (1)交付金(2)委託費
- ■交付対象・委託先(1)地方公共団体等(2)民間事業者・団体等
- ■実施期間 令和4年度~令和15年度



お問合せ先: 環境省大臣官房地域脱炭素推進審議官グループ地域脱炭素事業推進課 電話:03-5521-8233

# 地域脱炭素推進交付金 事業内容

# (地域脱炭素移行・再工ネ推進交付金、特定地域脱炭素移行加速化交付金)

①脱炭素先行地域づくり事業	交付要件:脱炭素先行地域に選定されていること(一定の地域で民生部門の電力消費に伴うCO2排出実質ゼロ達成 等)。 対象事業:地域と暮らしに密接に関わる民生部門の電力消費に伴う二酸化炭素排出について2030年度までに実質ゼロを実現することなどに先行的に取り組む地域として、環境省が選定した地域において、当該実現のための取組に対し支援する。 交付率:原則2/3 事業期間:概ね5年程度
②重点対策加速化事業	交付要件:再エネ発電設備を一定以上導入すること(都道府県・指定都市・中核市・施行時特例市:1MW以上、その他の市町村:0.5MW以上)。 対象事業:屋根置きなど自家消費型の太陽光発電や住宅の省エネ性能の向上などの脱炭素の基盤となる重点対策について、交付金により行われる加速的な取組に対し支援する。 交付率:2/3~1/3、定額事業期間:概ね5年程度
③民間裨益型自営線マイクログ リッド等事業(GX)	交付要件:脱炭素先行地域に選定されていること。 対象事業:官民連携により民間事業者が裨益する自営線マイクログリッドを構築する地域等において、温室 効果ガス排出削減効果の高い再エネ・省エネ・蓄エネ設備等の導入を支援する。 交付率:原則2/3 事業期間:概ね5年程度
④高度化・展開促進事業 【新規】 (地域イノベーションモデル)	交付要件:ア.新たな技術や先進的な技術(高度なエリアマネジメントや、熱の脱炭素化など)を地域に導入する取組みであること。 イ.地域金融機関や地域エネルギー会社などの地域の脱炭素化の中核を担う主体と連携した取組みであること。 対象事業:ア.地域での面的な脱炭素化の更なる拡大に向け、高度なエリアマネジメントによる脱炭素化の取組や、新たな脱炭素技術・製品の初期需要の創出に対し支援する。 イ.地元中小企業等の脱炭素化の推進、地域エネルギー会社の育成、営農型太陽光発電による地域課題解決と併せた脱炭素化の取組など、地域内の様々な主体が連携した脱炭素化の取組みに対し支援する。 交付率:ア.原則2/3 イ.2/3~1/3、定額事業期間:概ね5年程度

















